

2023年3月31日(第11号)

台湾弁護士 吳 曉青 / 台湾弁護士 張 雅涵 / 日本弁護士 中川 裕茂 / 日本弁護士 若林 耕

Contents

I. 台湾法令アップデート

- ・「労使間の賃金支払日及び支払の協議に係るガイドライン」の公布
- ・「気候変動適応法」の改正
- ・「株式公開発行会社の株式事務処理に関する準則」の改正
- ・「公平交易委員会によるネット広告案件の取扱原則」の改正
- ・「知的財産案件審理法」の施行に関する通達
- ・「日台法務司法分野における交流と協力に関する覚書」の締結

II. 台湾法の「今」

- 一 台湾法における「電子署名」の法的効力と要件 台湾弁護士 吳 曉青

III. 今後の関連セミナー等の情報

I. 台湾法令アップデート

<労働規制>

「労使間の賃金支払日及び支払の協議に係るガイドライン」の公布

[ポイント]台湾労働部は労使間の賃金支払の協議(支払回数、支払日等)に関して、本ガイドラインを制定した。ポイントは、①支払の回数は月1回を下回らないこと、②支払日の設定が合理的であること(原則としては賃金計算期間満了後 15 日以内)、③時間外・休日労働の割増賃金は原則として直後の支払日に支払うこと、④賞与の支払日の設定が合理的であること、及び⑤支払日が休日の場合であっても、支払日後の支払い(給料遅配)を禁止することである。

(2023年2月9日に公布、施行)

[原文] [労雇雙方約定工資給付日及工資給付指導原則](#)

<環境規制>

「気候変動適応法」の改正

[ポイント]2015年に制定された「温室効果ガスの排出量削減及び管理に関する法」について、まずは同法の法令名が「気候変動適応法」と変更された。内容面での改正ポイントは、①2050年までのカーボンニュートラル実現の目標、②公正な移行への取り組み、③カーボンプライシング制度の導入、及び④気候変動適応策に関する規定の追加である。

(2022年2月15日に公布、施行)

[原文] [氣候變遷因應法](#)

<上場会社規制>

「株式公開発行会社の株式事務処理に関する準則」の改正

[ポイント]本改正の改正ポイントは、ビデオ会議による株主総会における株主保護であり、具体的には、①ビデオ会議の開催要件の引き上げ(天災事変等の不可抗力を除き、原則として、取締役の3分の2以上が出席するとともに、出席した取締役の過半数の同意)、②ビデオ会議による開催にあたって、株主のニーズに応じ通信設備やその他必要な支援の提供義務、開催通知にビデオ会議の留意事項等の記載をすべき義務が追加された。

(2023年3月6日に公布、施行)

[原文] [公開發行股票公司股務處理準則](#)

<公正取引>

「公平交易委員会によるネット広告案件の取扱原則」の改正

[ポイント](台湾公平交易法の付属規定に位置づけられる)「ネット広告案件に関する取扱原則」が改正された。改正ポイントは、①ソーシャルメディアのユーザー(インフルエンサー等)が「広告主」に該当することの明文化、及び②ネット広告の具体的な例示である。

(2023年2月21日に公布、施行)

[原文] [公平交易委員會對於網路廣告案件之處理原則](#)

<知的財産規制>

「知的財産案件審理法」の施行に関する通達

[ポイント]本通達により、2023年2月15日に公布された「知的財産案件審理法」の改正法は、2023年8月30日より施行されることが決定された。改正の概要は[台湾法務ニュースレター2023年2月14日号](#)を参照されたい。

(2023年2月22日に公布)

〔原文〕 司法院院台廳行三字第 11200031521 號令

＜日台関係＞

「日台法務司法分野における交流と協力に関する覚書」の締結

〔ポイント〕日台間の法務司法分野における協力関係の強化及び促進のために、関連当局が相互に協力することを内容とする覚書である。具体的な協力の範囲は、①法の支配や基本的人権の尊重等の普遍的価値を浸透させるための取組の推進、②民事、刑事、行政及び商事における法及び法制度等の調査及び相互理解の促進、③犯罪者の処遇、更生保護及び再犯防止に係る制度及び運用に関する相互理解の促進、及び④その他合意分野とされている。

(2023年3月16日に公布、発効)

〔日本語原文〕 公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の法務司法分野における交流と協力に関する覚書

II. 台湾法の「今」

台湾法における「電子署名」の法的効力と要件

台湾弁護士 吳 曉青

1. 台湾電子署名法の制定の経緯

新型コロナウイルス感染症のパンデミックをきっかけに、電子署名の利用が加速しているが、台湾もその例外ではない。クロスボーダー取引に関する契約等の電子署名の使用にあたって、各国の法規制により電子署名の法的効力及び要件が異なるため、事前に確認することが重要である。

台湾において、電子署名の法的効力及び要件は、電子署名法(中国語:電子簽章法)により規制されている。同法は 2001 年 11 月 14 日に制定、2002 年 4 月 1 日より施行されてから 20 年間にわたって、実質的な内容の改正が行われず、以下のように明確な基準等が欠如しているため、電子署名は実務上あまり普及しているとはいえない。台湾における電子署名の関連規制、実務上の問題点及び近時の当局の見解を下記のとおり説明する。

2. 電子署名の定義と実務上の問題点

(1) 電子署名の定義

電子署名法に定める E-signature は、下記 2 種類がある(同法 2、9、10 条)。

- ① 電子署名: 電子文書に付随し、電子文書の署名者の身元、資格及び電子文書の真実性を識別、確認できるものをいう。
- ② デジタル署名: 電子文書を数学アルゴリズムまたはその他算法を通じて特定のデジタルデータを生成し、そのデータを署名者のプライベートキーで暗号化して作成し、パブリックキーで認証できるものをいう。

電子署名及びデジタル署名の両方とも台湾法上の署名または捺印の法的効果を有するが、デジタル署名は台湾当局が認可した認証局の認証を受けることを要件とされるものであり、適格な認証局に限られる現状では、実務では形式要件がシンプルな電子署名が比較的多く利用されている。

しかしながら、現在一般的に利用されている電子署名の形式が電子署名法に定める「電子署名」に該当するか否かについて、3 で述べる 2022 年 12 月のデジタル発展部の公式的な見解が公表される前に、明確な見解が示されていなかったため、実務上の不安定さが払しょくできなかった。

(2) 電子文書の利用に関する法的要件

電子署名法によれば、電子文書による契約の締結について、当事者間で合意があれば、電子文書の形式で契約を締結することができる(4 条 1 項)。また、書面で作成する法的要件がある文書についても、①内容が完全に表示され、作成後も検証のために提出できる状態にあること、②当事者間で合意があることを条件として、電子文書の形式で作成することができる(4 条 2 項)。

一方、政府機関に提出する文書について、主務官庁は個別の文書について、電子署名法の適用を排除する(すなわち、電子文書による提出を認めない)旨を決定することができる(4 条 3 項)。複数の主務官庁は、同条項に基づき、その管轄に関連する文書について電子署名の適用を除外する通達を公表しており、例えば、会社の定款または登記文書、不動産に係る物権の設定、譲渡、負担設定に関する文書について電子署名の使用は認められていない。このような背景もあつてか、公文書のみならず、民間企業や個人間の契約等においても電子署名の利用はまだ普及していない状況である。

3. 近時の当局見解

2022 年夏ごろに発足した台湾デジタル発展部(日本のデジタル庁に相当する当局)は、同年 12 月 2 日に、電子署名の利用を更に普及させるために、電子署名について、電子署名法に定める定義を満たしたのであれば、署名の法的効力があるものと認める旨の通達を公布した(デジタル発展部デジタル産業署 2022 年 12 月 2 日付産経字第 1114000229 号通達)。また、同通達では、以下のような基準を満たした電子署名であれば、同法の定義を満たしたものとして例示されている。

- ① Public Key Infrastructure 技術及び枠組に基づくもの。例えば IETF の PKIX 基準。
- ② グローバル組織または主要な国が制定した署名形式またはアルゴリズムに基づくもの。例えば、
 - i. 欧州電気通信標準化機構(ETSI)が定めた基準(CAdES、XAAdES、PAAdES、ASiC、JAAdES など)
 - ii. アメリカ国立標準技術研究所(NIST)または ISO が定めた基準

同通達の公布により、世界的に広く使用されている Adobe Sign 及び DocuSign による電子署名は、台湾法上の署名の法的効力があることが明確になった。また、各主務官庁としても、デジタル発展部の上記方針に合わせて、今後電子文書の利用制限を緩和することが期待されている。

上記をまとめると、台湾において電子署名を使用する場合、または台湾企業との取引について電子文書による契約を締結し、電子署名を利用する場合には、原則として、当事者で合意の上、上記要件を満たせば、台湾法上の署名の法的効力があるものと認められる。一方、台湾政府機関または裁判所に提出する一部の文書について、電子署名が認められない制限がなお存在するため、文書の種類、利用場面により個別に対応する必要がある。

以上

III. 今後の関連セミナー等の情報

◆当事務所のパートナー中川裕茂弁護士、スペシャル・カウンセラー尾関麻帆弁護士が WEB セミナーに登壇します。

日時：2023年4月27日(木)13時30分～16時

【有料 WEB セミナー】中国個人情報保護法に基づく個人情報の中国からの越境移転

～標準契約方式を実務解説～

(株式会社商事法務)

<https://www.shojihomu.co.jp/seminar?seminarId=20332430>

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。

第21回(中国メインランド)：2023年4月20日(木)

「似て非なる中国法

～「サイバー主権」等中国のデジタル戦略と日本企業のあるべき対応～」(仮)

講師：パートナー弁護士 森脇 章

第22回(中国メインランド)：2023年5月18日(木)

「中国からの個人情報の越境移転～標準契約方式の解説～」(仮)

講師：パートナー弁護士 中川 裕茂

スペシャル・カウンセラー弁護士 尾関 麻帆

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
台湾弁護士 吳 曉青 (wu.hsiaoching@amt-law.com)
台湾弁護士 張 雅涵 (yahan.chang@amt-law.com)
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com